## 市第 192 号議案

横浜市教育委員会委員の定数に関する条例等の一部改正 横浜市教育委員会委員の定数に関する条例等の一部を改正する条 例を次のように定める。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例(番号)

横浜市教育委員会委員の定数に関する条例等の一部を改 正する条例

(横浜市教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市教育委員会委員の定数に関する条例(平成12年2月 横浜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市教育委員会組織条例

本則中「の委員の定数は、6人とする」を「は、教育長及び5 人の委員をもって組織する」に改める。

(横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に 関する条例(平成26年12月横浜市条例第77号)の一部を次のよう に改正する。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例(昭和26年12月横浜市条例第61号)第2条第1項及び第2項、第3条第2項から第4項まで、第5条並びに第6条中「任命

権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第3条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年3月横 浜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「に掲げる各号の一」を「のいずれか」に改め、「任命権者」の次に「(教育委員会の教育長にあっては、教育委員会)」を加える。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市教育委員会委員の定数に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

### 参考

### 横浜市教育委員会委員の定数に関する条例

(上段 改正案) 下段 現 行)

横浜市教育委員会組織条例横浜市教育委員会委員の定数に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162 号)第3条ただし書の規定に基づき、横浜市教育委員会は、教育長 及び5人の委員をもって組織する 数は、6人とする

# 横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(上段 改正案 下段 現 行)

教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に 定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。この場合において、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例(昭和26年12月横 浜市条例第61号)第2条第1項及び第2項、第3条第2項から第4 項まで、第5条並びに第6条中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

#### 職務に専念する義務の特例に関する条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{B} & \underline{C} & \underline{E} \\ \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} \end{pmatrix}$ 

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次<u>のいずれか</u>に該当する場合においては、 に掲げる各号の一に該当する場合においては、 あらかじめ任命権者 <u>(教育委員会の教育長にあっては、教育委員</u> 会) 又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する 義務を免除されることができる。 (第1号から第3号まで省略)